

2020年8月7日

新型コロナウイルス対応緊急支援助成  
資金分配団体様

(一財)日本民間公益活動連携機構

新型コロナウイルス緊急支援助成における  
実行団体の規程整備について

実行団体に持続可能な組織基盤を整備頂き、国民の財産である休眠預金を適正に活用頂く観点から、実行団体をお願いする規程の整備についてご案内致します。

休眠預金等基本方針（第3-2(3)、第7-4）では、資金分配団体及び実行団体は「不正行為や利益相反等の自らの組織運営上のリスクを管理するためのガバナンス・コンプライアンス体制が過剰なものとならないようにしつつも、最低限、必要な組織等を設置し、諸規程を備える」ことが求められております。

上記の休眠預金等基本方針並びに本事業の緊急性を踏まえ、実行団体に整備をお願いする規程については、「助成開始時に整備が必要な事項（組織運営に最低限必要となる事項）」と「助成期間中に整備をお願いする事項（組織の適正な運営上、必要な事項）」に分けてお示ししますので、ご確認をお願い致します。

なお本取り扱いは、形式的に多くの規程を整備頂くことや、例示事項を一言一句網羅頂くことが目的ではなく、休眠預金を扱う上での必要事項が定款その他諸規程の中で客観的に包含されていることを前提としているため、例えば事務局規程（仮称）の中で、ガバナンス、コンプライアンス、資金の管理に関する事項が一元的に定められているケースでも構いません。

本制度の趣旨をご理解頂き、ご協力下さいますようお願い致します。

以上